

昭和三十二年厚生省令第十六号

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を次のように定める。

（療養の給付の担当の範囲）

第一条 保険薬局が担当する療養の給付及び被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）は、薬剤又は治療材料の支給並びに居宅における薬学的管理及び指導とする。

（療養の給付の担当方針）

第二条 保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

（適正な手続の確保）

第二条の二 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手續を適正に行わなければならぬ。（健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこととの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。
- 二 保険医療機関又は保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならぬ。（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるよう誘引してはならない。

2 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己的保険薬局において調剤を受けるよう誘引してはならない。

（掲示）

第二条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第四条の三第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

（処方箋の確認等）

第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれら者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に從事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行つては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の規定による療養についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法百十条の規定による家族療養費用との被保険者又は被扶養者の資格に係る情報を（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の該保険薬局から療養の給付（居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険薬局から電子資格認定による確認を受けたから繼續的な療養の給付を受けている場合に限る。）

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受けた場合に、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六条第二項又は法百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

（領収証等の交付）

第四条の二 保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受けられる資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

4 保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受けられることを認められた場合に、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に從事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であることによつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行つては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の規定による療養についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法百十条の規定による家族療養費用との被保険者又は被扶養者の資格に係る情報を（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の該保険薬局から療養の給付（居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険薬局から電子資格認定による確認を受けたから繼續的な療養の給付を受けている場合に限る。）

する選定療養（以下「選定療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六条第二項又は法百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

（調剤録の記載及び整備）

第五条 保険薬局は、第十条の規定による調剤録に、療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の調剤録と區別して整備しなければならない。

2 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）と同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定





（施行期日）

**第一条** この省令は、令和五年十二月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条及び第四条の規定 令和元年四月一日

**第二条** 保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者は、この省令の施行の日前において

も、第一条の規定による改正前の療担規則第三条第一項、第三条の規定による改正前の薬担規

則第三条第一項又は第五条の規定による改正前の訪看基準第八条の規定にかかわらず、第一条の規定によつて、(三)の規定が適用され、(一)の規定によつて、(二)の規定が適用される場合は、(三)の規定が適用される。

の規定による改正後の療担規則第三条第一項第三号、第三条の規定による改正後の薬担規則第三条第一項第四号又は第五条の規定による改正

第三章第一項第四号又は第三項の規定に、改正後の訪看基準第八条第三号に掲げる方法によつて、療養の給付又は指定訪問看護を受ける資格

があることを確認することができる。

第三五号　抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年三月一日、施行する。

令六年十月一日から施行する。  
(ウエブサイトへの掲載に係る経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の第十一日までの間、第一条の規定による改正後の療担規則（以下「新療担規則」という。）第二

条の六第二項の規定の適用については、同項中「保険医療機関は、原則として、前項の厚生労

療担規則第五条の三第五項、第五条の三の二第五項及び第五条の四第三項の規定の適用については、二三の規定によつては、原則

では、これらの中、保険医療機関は原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

とあるのは「削除」と、第三条の規定による改正後の薬担規則（以下「新薬担規則」という。）

第二条の四第二項の規定の適用については、同項中「保険薬局は、原則として、前項の厚生労

「内閣大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新

薬局規則第四条の第三項の規定の適用については、同項中「保険薬局は、原則として、前項

の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（以下「新訪看基準」という。）第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。